

## Q7 「学校の教育相談体制の確立」はなぜ必要なのですか。

学校における教育相談の目的は、児童生徒の自己実現を目指した社会適応の支援です。したがって学校教育相談は、心理的な悩みをもった児童生徒に対するカウンセリングはもちろんのこと、さらに効果的な教科学習に向けての支援も含めれば、学校内の人間関係の調整、人と折り合い協調する力や技（対人関係スキル）の獲得、進路相談、学校におけるストレスを自分自身の力で調整する力（ストレス・マネジメント）など、学校内での児童生徒に対するメンタルヘルスと社会化に関する支援のほとんどすべてにかかわってきます。そのため、スクールカウンセラーや相談員、あるいは教育相談主任や養護教諭など一部の教職員だけでの対応では、その目的を達成することは不可能です。すべての児童生徒への有効な学校教育相談を機能させるため、すべての教職員による効果的な教育相談体制を確立する必要があります。不登校児童生徒への対応は、このような学校教育相談体制が確立することでより機能的なものとなります。



### 1 より深い児童生徒理解を促進するため

一般的に、教員は、児童生徒を知るために、朝の会・帰りの会・教科の授業時間・休み時間・給食時間・掃除・部活動など学校生活のすべての時間で児童生徒を観察します。また、日記やテスト、諸検査などを使い、性格や能力などをつかみます。

さらに、直接本人との面接相談を通して、その子の思いや心情などの内面を理解する努力もしています。

しかし、教職員の児童生徒理解は、場合によっては主観的な理解に陥ることがあります。一人より複数の人間による情報を交換することにより、より深い児童生徒理解が促進されます。そのためには、一人一人の教職員それぞれがつかんだ情報を交換するための場（組織）が校内体制として構築される必要があります。中でも、定期的に事例研究や事例交流ができるような体制を整備する必要があります。

### 2 求められる支援方策（援助ニーズ）への対応を可能にするため

児童生徒理解が深まることで、一人一人の児童生徒に必要な指導・援助が可能になります。複数の教職員による情報交流により、その子の状況や心情を把握したら、何が課題であり、今必要な支援が何かをつかみ、その上で個別の支援計画（援助プログラム）を策定して支援を開始することが必要です。とりわけ不登校児童生徒への支援計画（援助プログラム）は、その背景が複雑であるため求められる支援策（援助ニーズ）は多様です。より効果的な支援を可能にするためには、「教育相談委員会」や「不登校対策委員会」「いじめ対策委員会」など、必要に応じた組織を編成して対応する必要があります。この場合、関係者が委員会に入る必要があり、全校体制の中でそれらの委員会が適切に位置付けられる必要があります。

### 3 機動力ある支援体制を構築するため

多様な「求められる支援策（援助ニーズ）」に対応するための支援プログラムには、様々な立場の人材が配置される必要があります。場合によっては、学校や家庭の限界を超えた対応が必要となります。そのため、関係機関との連携も配慮し、必要な時に必要な支援ができ

るような体制を作っておくことが必要です。このことについてはQ9・Q17で触れてありますので参考にしてください。

#### 4 校内体制の整備に必要な事項

- (1)組織・分掌（学校経営組織への位置付け、校務分掌の決定 等）
- (2)構想・計画（全体計画、部門計画、教育相談活動の年間計画の立案 等）
- (3)施設・設備（教育相談室の設置、心理テスト用具・用紙、文献・資料の整備 等）
- (4)教育相談運営計画（教育相談委員会や係としての活動、相談員の仕事内容の計画 等）
- (5)職員研修（教育相談の理解促進、教育相談担当者や主任の指導力向上のための研修の位置付け 等）
- (6)外部との連携（保護者への理解と啓発、教育相談関係機関との連携体制の確立 等）

#### 5 校内体制を整えるための留意点

- (1)教育相談は、学校の教育目標達成のための生徒指導の一環であり、生徒の自己実現を図ることを支援することなどを扱うものであることから、その根本をなす、生徒指導の考え方についての共通理解を深めること。
- (2)校長をはじめすべての教員が、様々な機会を活用して教育相談を行うことが必要であること。
- (3)教育相談を全校をあげて効果的にすすめるためには、その中心となって連絡や調整をする教育相談主任等の係や部、委員会や学年会などの組織が必要であること
- (4)組織内の分掌の役割と責任を明確にして、相互の関連が十分に図れるようにすること
- (5)教育相談担当者と一般教員の相互の役割を明確にし、調和のとれた活動ができるようにすること。
- (6)教育相談についての理解と指導力向上のための研修の機会を設けること。
- (7)学校全体として教育相談についての評価を行い、教育相談の改善充実を図っていくことが大切であること。

